

学校長 宛

卒業アルバム作成に伴う個人情報取扱に係る覚書

令和____年度の茅ヶ崎市立_____学校（以下、発注学校という。）の卒業アルバム作成業務（以下、本件業務という。）実施にあたり、受注者である_____は、次の内容を約束します。

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 受注者は、本件業務の過程で得た個人名、個人の写った写真や画像・動画・音楽データ、個人作成の文章、その他の個人情報（発注学校から直接得たものの他、発注学校を介さずに受注者が直接、あるいは他の業者から得たものも含む。以下、本件個人情報という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例を含む。）を遵守し、適正に取り扱います。

（適正な管理）

第2条 受注者は、本件個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。

（目的外利用の禁止等）

第3条 受注者は、営業用のサンプルとしての利用や、業務効率化のための参考資料としての活用等、本件業務以外の目的のために、本件個人情報の含まれた一切のデータ、資料を保存・利用しません。

（情報システムで取り扱う個人情報の安全管理）

第4条 受注者は、本件個人情報の電子データを業務用パソコン、サーバー等に記録、管理する場合は、次に掲げる措置を講じます。

- (1)当該サーバー等への外部からの不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止します。
- (2)当該サーバー等に不正プログラム（不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なプログラムをいう。）をインストールしません。
- (3)そのほか、不正アクセスがされた場合に、個人情報の閲覧・抽出ができないためのセキュリティ対策を講じます。

(業務委託)

第5条 受注者は、本件個人情報を取り扱う業務の一部ないし全部を第三者に委託、又は請け負わせる場合、受注者は本覚書の提出とあわせて、次の内容を書面で報告します。

- ・ 第三者に委託する旨
- ・ 委託内容
- ・ 委託する第三者（以下、委託業者という。）の情報
- ・ 委託業者に取り扱わせる本件個人情報の内容
- ・ 第3項の委託業者との約定内容

2 委託業者の本件業務に関する行為については、受注者がすべての責任を負います。

3 受注者は、個人情報を取り扱う業務を委託業者に委託し、又は請け負わせる場合には、本覚書の内容を遵守させるため、委託業者における管理責任体制及び報告体制の整備ほか必要な事項について委託業者と確認し、書面で約定します。

4 受注者は、委託業者の業務の履行を管理監督します。

5 発注学校の書面での許可なしに、委託業者が更に委託することを認めません。

(資料等の返還等)

第6条 発注された卒業アルバムの配布が終了し、又は本件業務に係る契約が解除された後、受注者は、本件業務のために発注学校から貸与された本件個人情報が含まれる資料の一切について、直ちに発注学校に返還し、又は引き渡します。ただし、発注学校が別に指示したときは、その指示に従います。

2 発注された卒業アルバムの配布が終了し、又は本件業務に係る契約が解除された後、受注者は、本件業務の過程で作成・複製・保存した本件個人情報が含まれる資料を、その内容が判読、復元できない状態となったことを確認したうえで、廃棄します。

3 発注された卒業アルバムの配布が終了し、又は本件業務に係る契約が解除された後、受注者は、直ちに、業務用パソコンや、サーバー等に記録された本件個人情報が含まれる電子データを、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では判読、復元できないように確実に消去します。ただし、受注者が配布終了後も差し替え、増刷等のために、卒業アルバムの配布終了後も電子データの一定期間保存を継続する場合、受注者は本覚書の提出とあわせて、次の内容を書面で報告します。

- ・ 卒業アルバム配布後も電子データを一定期間保存する旨
- ・ 一定期間保存する理由
- ・ 保存期間（配布終了後〇カ月）
- ・ 保存する電子データの内容（写真データ、印刷用データ 等）

4 受注者は、消去又は廃棄に際し、発注学校から立会を求められたときはこれに応じます。

5 受注者は、業務委託をした場合、本件業務に係る契約が終了し、又は解除された後、委託業者にも、前項までの資料の返還・廃棄、電子データの消去を必ず実施させます。

- 6 受注者は、前項までの規定により資料の廃棄、データ消去をしたときは、廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、責任者、消去又は廃棄の年月日が記載された書面）を発注学校に提出します。

（随時の報告）

第7条 受注者は、発注学校から求めがあった場合、随時、本件個人情報の管理の状況及び業務の履行状況を報告します。

（事故発生時等における報告）

第8条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事故の内容、経緯、被害状況等を茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課、及び発注学校に報告し、その指示に従います。本件業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

2 受注者は、前項の事故が生じ、又は生ずるおそれがあった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講じます。

3 受注者は、児童・生徒の個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じた場合、当該児童・生徒の保護者等の問い合わせについては、受注者が全て窓口となり、誠意をもって対応します。

（契約の解除）

第9条 発注学校（茅ヶ崎市）は、受注者が本覚書の約束を果たさない場合は、本件業務に係る契約を解除できます。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、茅ヶ崎市にその損害の賠償を求めません。

（損害賠償）

第10条 受注者は、本覚書の約束を守らず、又は怠ったことにより茅ヶ崎市が損害を被った場合には、茅ヶ崎市にその損害を賠償します。

以上の内容を約束しました。

受注者： _____ 印

